

話し合いの概要

(団体)

意識というのは心の中のことで、表に現れた具体的な行動が実態であり、心の中に留まっている限りは実態と言えない。

子どもの結婚についての設問は、結婚していない人にとっては二重の仮定の話となる。また、結婚問題は、同和問題に限ったことではない。

地方自治体によっては、意識調査の積極的な回答以外は、消極的か否定的かとの受け取り方になっている。

結婚問題について、県への差別事象の報告はあるか。

(県)

仮定の設問は極力少なくしたが、国の白書でも同和問題に関して結婚問題が存在すること、世論調査でも関心が高いことや、他府県の同様の調査を行っていることから継続設問としている。調査は定期的に行い一定の変化をみることにしている。

結婚の差別事象の報告はないが、市町村の方からのお話を聞くと、結婚相手が同和地区の方ではないかという問い合わせがあったことなどを聞いている。

(団体)

調査の回答者が違っているのに比較になるのか。また、前回あったけれど今回ない設問があったり、今回新たに付け加えられた設問があり、設問を変えたものについて調査をする意味があったのか。

(県)

不特定多数の人に調査をしているので、同じ人に調査することは困難。比較できるものは比較し、新たな設問は、国の調査項目から拾うなど比較できるものは全部比較していく。

(団体)

調査をして人権施策の基本方針を見直す際、それぞれの人権課題に対する関係団体にヒアリングをしてはどうか。ぜひ機会を持ってもらいたい。

(県)

各課題毎に所管課があり、それぞれの関係団体と話し合いをされている。所管課の課長補佐を兼務主任として、連絡会議での意見集約や人権尊重の社会づくり協議会で、それぞれの人権課題毎の有識者の方に来ていただいて対応している。

(団体)

今回の調査結果をどう活用するのか。

(県)

平成14年度の調査と比較し、変化を見ていき、県の関係課でつくっている連絡会議と人権尊重の社会づくり協議会にお諮りして、ご意見をいただき、各課の取り組みの施策にも活用してもらおうこととなる。

調査結果を踏まえ、実態の公表という形で出すこととなる。

(団体)

設問内容で、「同和地区出身の人」とは、どういう人のことか。例えば、現在は旧同和地区以外に住んでいる人のことを指しているのか、あるいは居住に関係なく、関係者を指しているのか、あるいは親や祖父母が旧地区に住んでいる関係者なのか。

どういう定義を使っているのか。

(県)

別途文書回答する。(添付ファイル※3)